

認知症施策について

令和 7 年 7 月 23 日

令和 7 年度 第 1 回 社会福祉審議会老人福祉専門分科会

認知症施策に関する国の動向等

地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和6年1月施行)

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活**を営むことができる。
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の**実現に寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（**認知症の人及び家族等により構成される関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和6年1月施行)

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

出典：厚生労働省 共生社会の実現を推進するための認知症基本法概要

認知症施策推進基本計画（令和6年12月策定）

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、**「新しい認知症観」※に基づき施策を推進**する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいこと
があり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：**①国民の理解、②バリアフリー**、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、
③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①**行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話**する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

国の認知症施策推進計画等を踏まえた県の実施等

本県の取組のポイント

項目	取組概要
都道府県 認知症施策推進計画	静岡県長寿社会保健福祉計画と一体で策定 ※地域包括ケア推進ネットワーク会議 認知症施策推進部会 （R6.9.5開催）において了承済 今後、同部会を中心に、次期計画（R9～11）における認知症 関連の記載内容等を検討
認知症の人の声を 聴く取組	県職員も認知症カフェ等に参加
新しい認知症観の 理解増進	当事者を招いた講演会や企業・団体等への出前講座等の実施
認知症バリアフリー	県内の企業・団体等の認知症バリアフリーの取組の推進等のため、 県として「認知症バリアフリー宣言」を実施

認知症の人の意見を聴く取組等

<県の取組等>

- ・認知症カフェや本人ミーティング等に県職員も参加
R6実績 16回、R7実績（R7.6末時点） 4回
- ・地域包括ケア推進ネットワーク会議 認知症施策推進部会（R7.2.18）に
オブザーバーとして認知症の人も参加
- ・県庁内（東館 2 階の喫茶ぴあ〜）で認知症の人と家族の会のつどいの開催
R7.8 から毎月第 2 木曜日に定例開催予定

<本人の意見抜粋>

- ・認知症について理解し抵抗はないつもりだったが、やはりショックだった。
- ・「認知症」といっても人それぞれ状況は違う。 認知症だから、ではなく「その人」を見てほしい。
- ・認知症の人の話を聞き、受けてとめてあげてほしい。
- ・できることはできるだけ自分でやりたい。どうしてもできない部分は、助けてほしい。
- ・認知症でもできることはある。（何でも先回りせず）その人ができることは残してあげてほしい。

新しい認知症観の理解増進等の取組

認知症当事者の講演会と映画上映会の実施

企業や団体等に対して出前講座等を実施

若年性認知症と診断された

丹野智文氏講演会 映画「オレンジ・ランプ」上映会

丹野さんの講演に加え、丹野さんの実話をもとにした映画の上映を行います。
ぜひご来場ください。



丹野智文氏

開催日程

日時 令和7年2月5日(水)
13:30~16:00

場所 しずぎんホールユーフォニア
(静岡市葵区追手町1-13アポラ静岡8階)

内容 丹野智文氏講演会
映画「オレンジ・ランプ」上映会
(100分)

定員 400名

参加 無料

▶ 認知症の「予防」と「共生」推進事業

参加申込：しずおか健康長寿財団HPより事前申込
*申し込みは開催日2日前までをお願いします。

URL: https://www.sukoyaka.or.jp/service/service_category/dementia/



主催：静岡県、(公財)しずおか健康長寿財団

公益財団法人 しずおか健康長寿財団

「認知症基本法」(R6.1施行)では、認知症の人に対する配慮が求められています

企業の皆様へ

認知症? 大丈夫です。
できることは、たくさんありますよ

〇認知症への理解を深めることで、
サービスの質の向上(共生社会への地域貢献)に、つなげてみませんか。
⇒「出前講座」の受講がヒントになります!

従業員のご家族や御本人が認知症になっても「働き続けられる組織に」
⇒「介護離職防止セミナー」を、その第1歩に!!

事業内容

企業従業員に対する出前講座 - 認知症の理解(認知症の症状体験含む) - 認知症バリアフリーについて - 認知症ケアの要点 - 認知症当事者への対応方法 等	介護離職防止のためのセミナー - 認知症の種類と症状等説明 - 早期発見・受診の必要性の理解 - 仕事と介護の両立のための支援制度、好事例の紹介 等	認知症バリアフリー交流会 - 認知症の理解(認知症の症状体験含む) - 認知症バリアフリーに関する企業の取組事例紹介 - 企業と市町、認知症の人・家族との意見交換 等
--	---	--

→詳しくは下の問合せまで!

(参考)
認知症高齢者は、2040年までに静岡県内で65歳以上の3割まで増えると推測
介護が必要となる最大の原因は「認知症」
認知症への理解不足のため、発見・対応の遅れによる症状の重症化を懸念

問い合わせ先

 静岡県福祉長寿政策課 TEL.054-221-2442	公益財団法人 しずおか健康長寿財団 TEL.054-253-4221 FAX.054-253-4222 ホームページ https://www.sukoyaka.or.jp/
--	---

申込はこちらから

※日程等については裏面参照

認知症バリアフリー宣言とは

企業・団体が、認知症バリアフリー推進に向け自らの取組を宣言し、行動につなげていくことで職域から地域へ、社会全体へと共生する心を結び合わせていく活動
(日本認知症官民協議会※)



以下の4区分について自社の取組を宣言

- 人材育成
- 地域連携
- 社内制度
- 環境整備

宣言内容は、専用のホームページ
(認知症バリアフリー宣言ポータル)で公開

全国で40社740拠点

静岡県内で4社19拠点が宣言(R7年5月時点)

(出典)認知症バリアフリー宣言ポータル(<https://ninchisho-barrierfree.jp/>)

※日本認知症官民連携協議会
経済団体、金融、交通、住宅、生活関連産業団体、医療介護福祉団体、学会、当事者団体、関連省庁 等 約100団体が参加(2019.4.22設立)

静岡県による認知症バリアフリー宣言

県庁全体として認知症バリアフリーの視点を踏まえた事業展開及び
県内の企業・団体等の認知症バリアフリーの取組の推進等のため、
県として「認知症バリアフリー宣言」を行う。（令和7年7月2日申請済）

区分	概要	取組例	県宣言の概要
人材育成	認知症の当事者の立場の立った取組が行われるよう、従業員などに対して認知症についての正しい理解を促す	認知症への対応や理解促進のための社内教育実施	認知症サポーター養成講座等の実施
地域連携	地域の行政機関や専門機関、他企業、当事者などとの連携	行政機関や専門機関との情報連携や意見交換、地域活動への協力	見守り・SOS体制の広域連携 認知症に関する相談窓口設置
社内制度	介護のための離職防止や当事者が働き続けるなどの内部の環境づくり	介護休暇、勤務時間や勤務場所の柔軟な対応（フレックス・在宅勤務等）	介護休暇、在宅勤務、時短勤務等
環境整備	施設やホームページなどを認知症の方や家族が利用しやすい環境を整える	動線の確保、掲示をわかりやすくする、接遇マニュアルの整備	窓口での対応マニュアル作成（※）

※令和7年度上半期中を目処に作成、下半期に健康福祉センター等で試行し。令和8年度から各部局に展開を想定